

第4期藤沢市教育振興基本計画の策定について(中間報告)

1 趣旨

藤沢市では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、教育分野における本市の目指す姿と進むべき方向性を定め、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくため、2011年(平成23年)3月に「藤沢市教育振興基本計画」(以下「計画」という。)を策定しました。

その後、2015年(平成27年)3月に「第2期計画」を、2020年(令和2年)3月に「第3期計画」を策定し、施策を推進してきました。第3期計画期間が2025年(令和7年)3月に終了することから、今後の教育政策の方向性を見据え、国の「第4期教育振興基本計画」及び「かながわ教育ビジョン」等の関連計画を参酌し、「第4期計画」として策定してまいります。

2 第4期計画の対象期間

対象期間は、2025年度(令和7年度)から2029年度(令和11年度)までの5年間とします。

3 第4期計画策定に向けたこれまでの経過等

- ・第4期計画策定委員会への諮問(5月)
 - ※ 策定委員会の構成：委員10名(学識経験者2名、社会教育関係者1名、地域関係者1名、保護者1名、学校関係者5名)
- ・第4期計画策定委員会の開催(5月～8月 4回開催)
- ・第4期計画検討連絡会の開催(5月～7月 4回開催)
 - ※ 検討連絡会の構成：教育部、生涯学習部及び子ども青少年部の職員12名
- ・第4期計画策定委員会からの答申(8月)

4 第4期計画策定の方向性

(1) 基本理念の継承

藤沢市の教育施策を推進するに当たって基本となるものであることから、基本理念については継承します。

(2) 目標及び基本方針、施策の柱の見直し

第3期計画策定時における主な課題及び社会情勢の変化を踏まえ、新たな課題に対応するために、目標及び基本方針、施策の柱については一部見直すこととします。

5 第4期藤沢市教育振興基本計画（素案）

資料2参照

6 今後の予定

- 9月 市議会定例会：子ども文教常任委員会報告（中間）
- 9～10月 パブリックコメント実施
- 12月 第4期計画検討連絡会（第5回）の開催
第4期計画策定委員会（第5回）の開催
- 2025年（令和7年）
 - 2月 市議会定例会：子ども文教常任委員会報告（最終）
 - 3月 市教育委員会定例会での審議
第4期計画策定
 - 4月 第4期計画運用開始

以 上

（事務担当 教育部 教育総務課）

2024年8月22日

8月教育委員会定例会 その他（1）別紙

第4期藤沢市教育振興基本計画 (素案)

(令和7年度～令和11年度)

2024年(令和6年)9月

藤沢市教育委員会

目 次

第Ⅰ章 第4期教育振興基本計画の策定について	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の対象範囲	
3 計画の対象期間	
4 計画の位置づけ	
5 進行管理	
第Ⅱ章 藤沢市の教育の現状と課題	4
第Ⅲ章 課題を踏まえた計画策定への流れ	14
第Ⅳ章 第4期藤沢市教育振興基本計画基本構想	15
体系図	
1 基本理念	
2 3つの目標	
3 5つの基本方針と施策の柱	

第Ⅰ章 第4期藤沢市教育振興基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、2011年（平成23年）3月に国の「教育振興基本計画」及び神奈川県「かながわ教育ビジョン」を参酌し、「藤沢市新総合計画」の教育に関する部門別計画を担うものとして、「藤沢市教育振興基本計画」（以下「計画」という。）を策定しました。その後、2015年（平成27年）3月に「第2期計画」を、2020年（令和2年）3月に「第3期計画」を策定し、本市の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

このたび、第3期計画の期間が終了することから、今後の教育政策の方向性を見据え、取り組むべき課題を整理し、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間の計画期間とした「第4期藤沢市教育振興基本計画」（以下「第4期計画」という。）を策定するものです。

2 計画の対象範囲

第4期計画は、藤沢市の教育行政に関する基本的な計画であり、教育委員会が所管する市立小学校、中学校、特別支援学校の学校教育及び生涯学習全般等を対象としています。

3 計画の対象期間

対象期間は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。

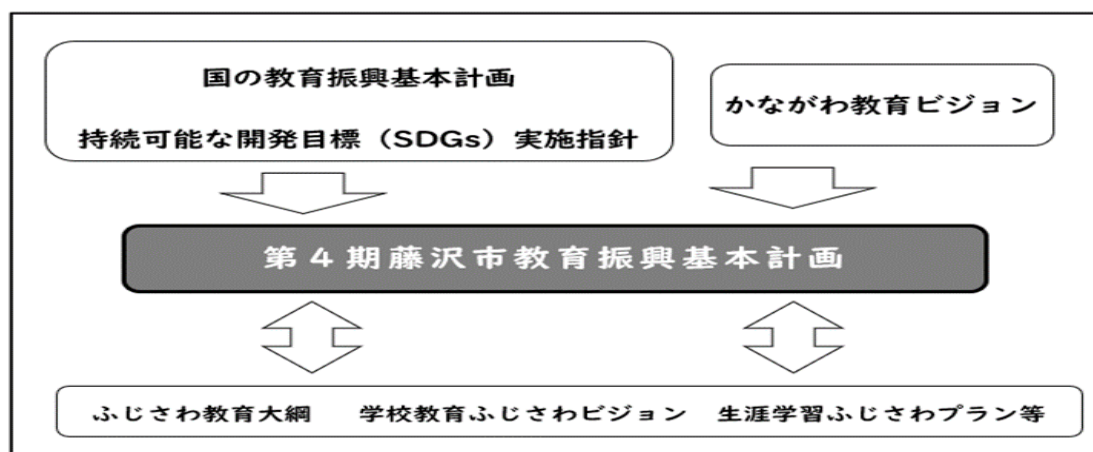
計画名	期間
第1期藤沢市教育振興基本計画	2011年度（平成23年度）～ 2014年度（平成26年度）
第2期藤沢市教育振興基本計画	2015年度（平成27年度）～ 2019年度（令和元年）
第3期藤沢市教育振興基本計画	2020年度（令和2年度）～ 2024年度（令和6年度）
第4期藤沢市教育振興基本計画	2025年度（令和7年度）～ 2029年度（令和11年度）

4 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけるものです。

策定に当たっては、「持続可能な開発目標 (SDGs¹) 実施指針」の考え方を継続するとともに、国の「第4期教育振興基本計画」及び「かながわ教育ビジョン」を参酌し、「ふじさわ教育大綱」「学校教育ふじさわビジョン」「生涯学習ふじさわプラン」等と整合を図るものです。

なお、子ども青少年部など、他部門の関連する計画とも整合性を図ることとします。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



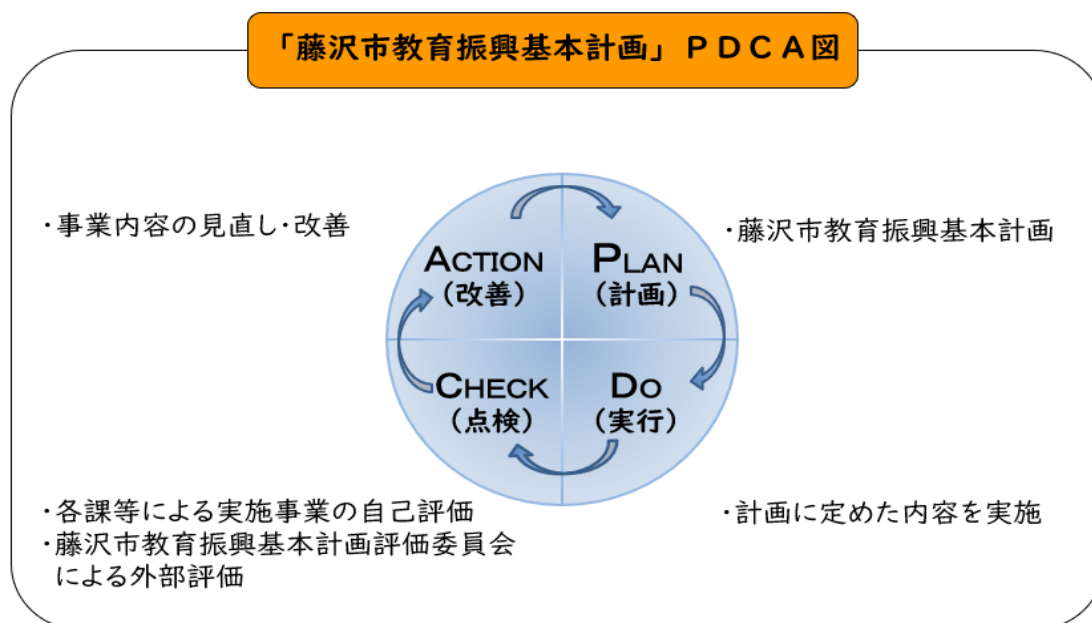
¹ SDGs:Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略で、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念としている。

5 進行管理

本計画の進行管理については、毎年度、各課等が実施状況の点検・自己評価を行うとともに、藤沢市教育振興基本計画評価委員会による外部評価を実施します。

また、本計画の進行管理と併せて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく教育委員会の点検・評価を実施します。

この結果については、報告書としてまとめ、公表するとともに、必要に応じて実施事業の見直し・改善を行います。



第Ⅱ章 藤沢市の教育の現状と課題

Ⅰ 人口動態と児童生徒数の推移

本市は、1940年（昭和15年）の市制施行以来、都市の成長とともに着実に人口が増加し、2010年（平成22年）には40万人を超えました（国勢調査人口）。2020年（令和2年）に実施された国勢調査に基づいて推計した「2022年度藤沢市将来人口推計」の結果によると、本市の総人口はしばらく増加し、2035年（令和17年）に約45万4千人でピークを迎え、その後、減少に転じると推計しています。（図1）

市立小・中学校の児童生徒数については、2015年（平成27年）から2024年（令和6年）まで、概ね横ばいで推移していますが、将来人口推計によると、0歳から14歳の人口は、2020年（令和2年）頃から減少に転じており、2050年（令和32年）には、約6,000人減少する見込みです。（図1）（図2）

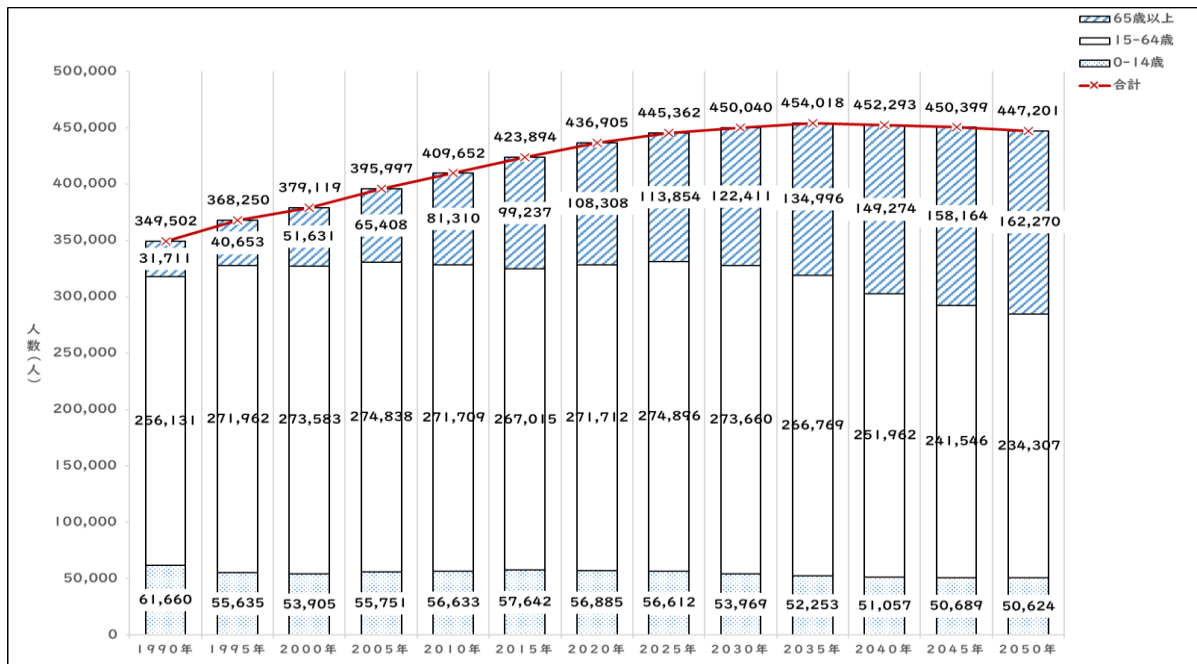
学校規模については、本市の将来人口推計の傾向と同様、今後11学級以下の小規模校となる学校が増加することが見込まれています。一方、一部の地域においては、人口集中により児童の増加傾向がこの先も続き、31学級以上の過大規模校が今後、更に増えることが見込まれています。このため、次代を担う子どもたちにとって、より良い教育環境を整えることを目的に、市立学校の適正規模・適正配置²に向けた取組を進めているところです。

なお、文部科学省では、少人数学級を拡充するため、小学校の学級編成の標準を段階的に引き下げ、2025年度（令和7年度）からすべての学年を35人学級³にしています。

² 適正規模・適正配置：これからの時代に求められる教育内容を勘案しつつ、児童生徒数の推移や学校施設の老朽化対策などの視点を踏まえ、学校規模の適正化への対応を図り、より良い教育環境の整備をめざす取組のこと。具体的には「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画」に基づき、現在、過大規模校（31学級以上）の解消に向けて通学区域の見直しを進めている。

³ 35人学級：「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正により、小学校の学級編制の標準を2021年度（令和3年度）より5年間かけて計画的に40人（小学校第1学年は以前から35人）から35人に引き下げたもの。2025年度（令和7年度）で、小学校全学年が35人学級となる。

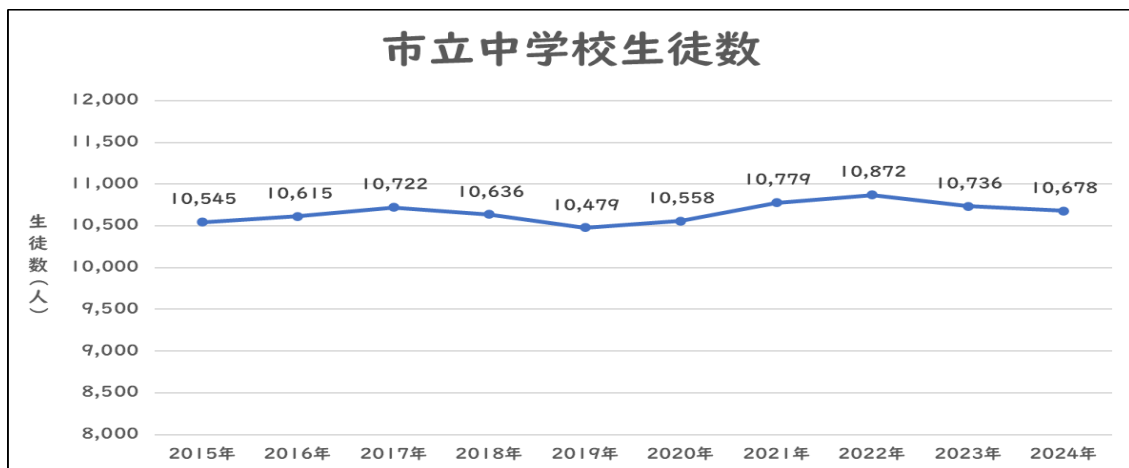
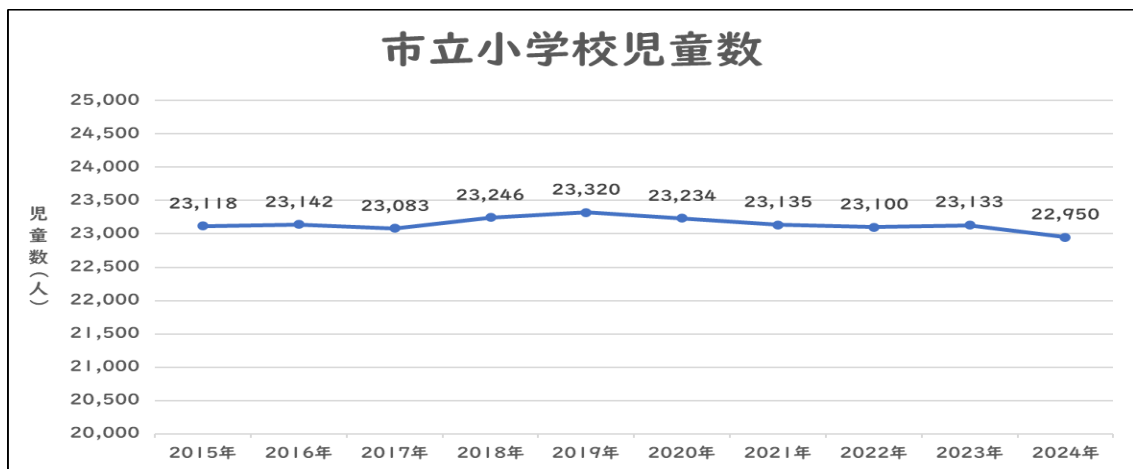
図1 藤沢市将来人口推移



(2020年(令和元年)に実施された国勢調査に基づいて推計した「2022年度藤沢市将来人口推計」より)

図2 市立小・中学校における児童生徒数の推移

(各年5月1日現在)



2 教員の世代交代

市立学校の教員については、近年、世代交代が進んでいます。下の2つの図に示したように、2018年度（平成30年度）に比べて2023年度（令和5年度）では、30歳代の教員が多く、20歳代前半と50歳代の教員が少ない現状です。（図3）（図4）

また、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展に伴い、これまでの再任用制度に加えて、2023年度（令和5年度）からは定年を段階的に65歳まで引き上げることとしています。知識や経験の豊富な教職員が長く活躍することで、円滑な世代交代を図っています。

こうした状況を踏まえ、経験の継承が求められている今、経験の浅い教員に対する研修の充実と、中堅教員の育成を含めた学校全体の教育力や組織力の向上を図るために、教員の人材育成に組織的かつ計画的に取り組むことが必要です。

図3 2018年度(平成30年度) 市立小・中学校教員年齢構成〈管理職・再任用を含む〉

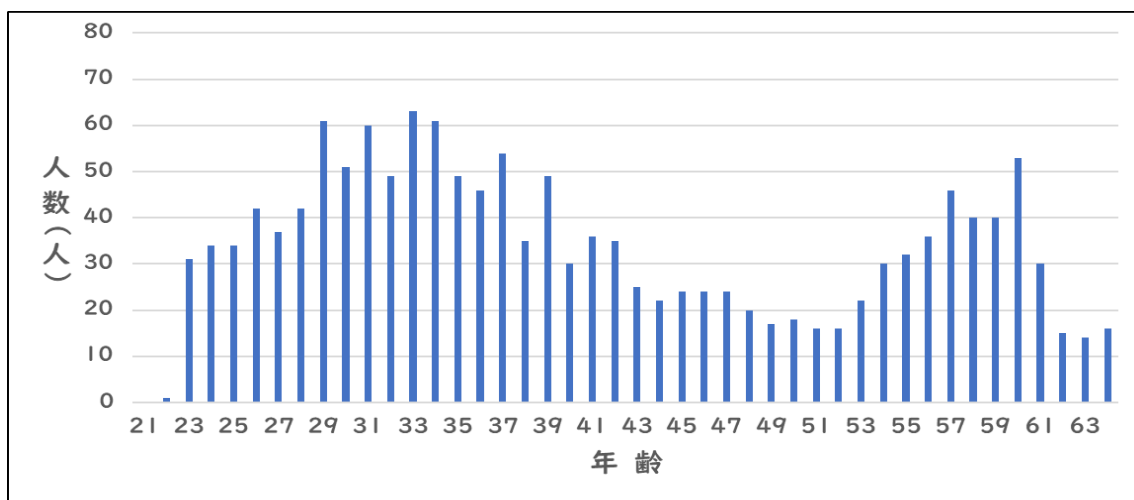
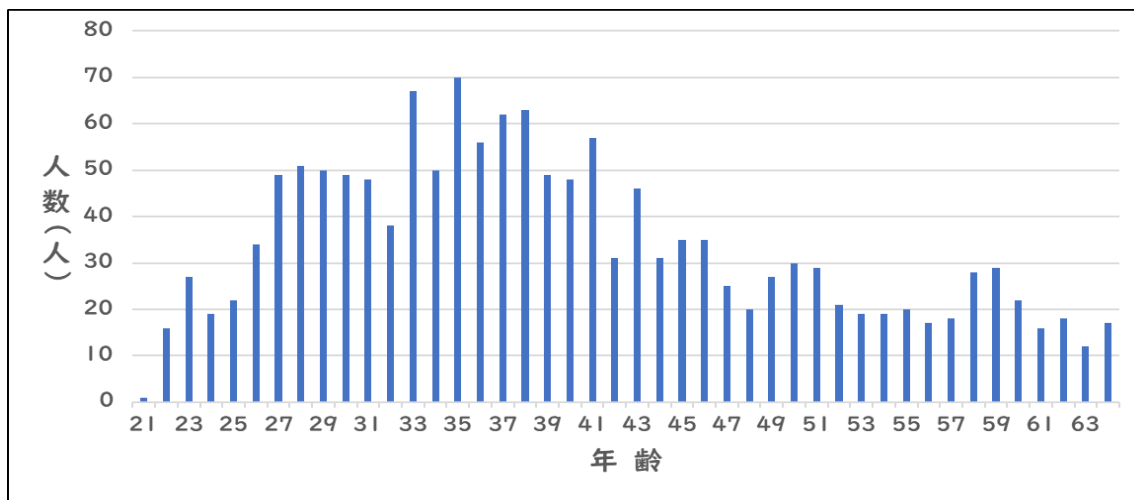


図4 2023年度(令和5年度) 市立小・中学校教員年齢構成〈管理職・再任用を含む〉



3 学習指導要領への対応

2017年(平成29年)3月に告示された学習指導要領⁴は、小学校は2020年度(令和2年度)、中学校は2021年度(令和3年度)から全面実施となりました。

教育の普遍的な目的は、一人ひとりの人格形成と、社会を築いていく担い手を育てていくことです。予測困難な社会において、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして、新たな価値につなげていく力を身に付けることも、学校教育の大切な役割です。

特に、成長の過程において、主体的・創造的に過ごすことができるように、基礎的・基本的な学力を身に付けさせ、他者とともに協調する豊かな人間性を養い、たくましく生きる力を育むことが肝要です。

現在の学習指導要領では、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程⁵」の実現をめざしています。

そのため、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメント⁶の実現や、子どもたちの「生きる力⁷」を育むために、子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、「主体的・対話的で深い学び⁸」となるよう授業改善が求められています。学習内容については、小・中学校とも、言語能力の育成、道徳教育、プログラミング教育⁹、体験活動などの充実を図るとともに、小学校においては、外国語活動¹⁰

⁴ 学習指導要領:学校教育法に基づき、全国どこの地域で教育を受けても、一定水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が、各学校で教育課程を編成する際の基準を定めたもの。概ね10年に一度改訂がされる。

⁵ 社会に開かれた教育課程:“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育むもの。地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育を実現するもの。また、これからの社会を創りだしていく子どもたちに、必要な資質・能力が何かを明らかにし、それを学校教育で育成する。

⁶ カリキュラム・マネジメント:子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育課程の質の向上を図っていくことをめざすもの。

⁷ 生きる力:学校教育で子どもたちに身に付けさせたい力の総称のことで、文部科学省が提唱しているもの。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、「知」「徳」「体」のバランスのとれた力のこと。

⁸ 主体的・対話的で深い学び:教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童生徒の状況に応じて、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするための授業改善のこと。

⁹ プログラミング教育:学習の基盤の一つである情報活用能力の育成を図るため、ICTを活用した学習を推進する取組の一つとして、「コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということ」を体験し、プログラミング的な思考力を育てるとともに、各教科等での学びを確実にするための学習活動のこと。

¹⁰ 外国語活動:学習指導要領において小学校3・4年生で扱い、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する。

及び外国語科¹¹が行われています。

また本市では、「プログラミング教育」や「主体的・対話的で深い学び」、「特別の教科道徳¹²」、「外国語」について教員が学ぶ研修講座を開設し、教員の資質及び授業力向上に向けた研修の充実を図っています。

2020年度（令和2年度）には市立小・中・特別支援学校すべての児童生徒に対して、1人1台端末が整備されたことにより、学習スタイルにも変化がみられています。今後もGIGAスクール構想¹³の実現とともに、各教科等の学習活動において、より活用しやすい情報機器の整備を進めていくことが求められています。

さらに、児童生徒が持つ端末がインターネットにつながっていることが当たり前になったことや、生成AI¹⁴等、新たな技術をどう使うかが求められる時代においては、情報モラルや情報リテラシーに関する教育に、より注力していく必要があります。

4 支援教育の充実

本市では、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図り、いじめや不登校、学校生活に関する不安等、一人では解決できない課題を抱えて困っている児童生徒へ適切な支援を行うことにより、「ともに学びともに育つ」学校教育をめざしています。すべての子どもが、その子どもの成長に合わせた学力を身に付けることができるように、様々な取組を進めています。

【具体的な取組】

- ① 通常の学級以外に、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その能力や特性に応じ、個別指導や小集団での学習を行う「特別支援学校¹⁵」「特別支援学級¹⁶」の設置や、通常の学級に在籍し、きこえやことばに課題があったり、集団活動や感情のコントロールに課題があったりする児童を対象とした「通級指導教室」を設置しています。

¹¹ 外国語科：学習指導要領において小学校5・6年生で扱い、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。

¹² 特別の教科道徳：2015年（平成27年）3月、学習指導要領が一部改正され、道徳教育は、各教科、総合的な学習の時間や特別活動においても行うものであり、「道徳科」は、それら学校教育全体で行われる道徳教育の「要」として「特別の教科」として位置づけられた。主たる教材として、検定教科書を使用する。

¹³ GIGAスクール構想：1人1台端末、及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

GIGA=Global and Innovation Gateway for ALL

¹⁴ 生成AI：学習データをもとに、テキストや画像など新たなデータを生成するAI（人工知能）のこと。

¹⁵ 特別支援学校：学校教育法第72条に規定されている障がい児等に対する教育を行う学校のこと。本市においては、1962年（昭和37年）に白浜養護学校を開校した。

¹⁶ 特別支援学級：学校教育法第81条に規定されている教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対する教育を行う学級のこと。

- ② 各学校では校内支援担当教員等のコーディネーターを中心に、必要に応じて「スクールカウンセラー¹⁷」、「スクールソーシャルワーカー¹⁸」や関係機関とも連携しながら、学校全体で支援する体制をとっています。小学校には、学級担任を持たずに、学校全体の支援を行う「児童支援担当教諭」を全校に配置し、支援体制の充実を図っています。
- ③ 身のまわりのことなどに介助が必要な児童生徒への「介助員」の派遣や、医療的ケア¹⁹を必要とする児童生徒への「学校看護師」の派遣など、人的支援を行っています。
- ④ 日本語の指導を必要とする外国につながるの児童生徒に対しては、豊かな学校生活を送れるよう、「日本語指導教室²⁰」「国際教室²¹」を設置するとともに、学校に日本語指導員を派遣して、日本語の指導も行っています。
- ⑤ 不登校児童生徒に対しては、カウンセリング、小グループ活動や個別の学習支援を行う「相談支援教室」を設置しています。また、授業時間内に校内の別室等で学習支援を行う学習指導員を派遣し、多様な学びの場の一つとなるよう体制を整えています。併せて、コミュニティ・スクール²²を通して、地域と学校が連携し、登校が難しい児童生徒の居場所を校外につくるなどの取組を始めている学校もあります。

成長過程に応じて、様々な困りごとを抱える児童生徒が多くなっており、また、支援内容も複雑化していることから、児童生徒への理解を深めるため、教職員の研修や、特別支援教育を担う教職員の育成を進めるとともに、子どもたち一人ひとりのニーズへの対応を図るため、実態に即した、充実した学校の受け入れ体制の確立や、関係機関等との連携も進めていく必要があります。

¹⁷ スクールカウンセラー：児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有し、いじめや暴力、不登校等の児童生徒が抱える様々な課題について解決を図るため、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じる役割を担う職をいう。本市においては、全市立学校に週1日～2日配置している。

¹⁸ スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対して、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく役割を担う職をいう。

¹⁹ 医療的ケア：主治医の指示に基づき、痰の吸引等、日常的に行う医療的生活援助行為のこと。

²⁰ 日本語指導教室：日本語指導が必要な外国につながるの児童生徒に対して、日本語の基礎・基本的な指導や生活習慣への指導助言を行うことを目的とし、1992年（平成4年）湘南台小学校に市独自に設置した教室。国際教室が設置されていない本市立小・中学校に在籍している児童生徒が通級することができる。

²¹ 国際教室：日本語指導が必要な外国籍児童生徒が校内に5名以上在籍する場合に設置される教室。日本語指導が必要な児童生徒に対して、国際教室で取り出して指導を行ったり、在籍学級に国際教室担当の教員が入ってサポートを行う。

²² コミュニティ・スクール：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づくもので、学校の設置者である教育委員会がコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置することを通じて、保護者や地域住民等が公立学校の運営に参画することを可能にする仕組みのこと。

本市の共生社会の実現に向け、すべての子どもたちが同じ環境で一緒に学ぶ「インクルーシブ教育²³」をより一層推進することが求められています。

5 学校施設等の整備

本市では、「藤沢市公共施設再整備基本方針」に基づき、学校施設の老朽化の解消、維持保全、環境整備等を計画的に実施するため、2014年度（平成26年度）に「藤沢市立学校施設再整備基本方針」を策定しました。2021年（令和3年）3月には、第1期実施計画の期間終了に伴い、新たな中長期的な視点を取り入れた国の方針に基づき、長寿命化に向けた整備方針についても見直しを行い、「藤沢市立学校施設再整備基本方針～学校施設の長寿命化に向けて～」（以下「基本方針」という。）を改定しています。

この基本方針に基づき、学校施設の安全性を最優先に、老朽化解消の対策、既存施設の適正な管理、運営にかかる各種改修工事の計画的な実施を目的に、「藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画」（2021年（令和3年）7月）を策定しました。

現在、第1期実施計画の取組途中である鵠南小学校の改築にあたっては、2024年（令和6年）9月から新校舎での学校生活が始まりました。今後も順次、老朽化解消の優先度が高いものから、改築に向けて着手していきます。また、近年の猛暑に対応するため、空調設備を特別教室²⁴へ設置することや老朽化による更新を順次行うとともに、再整備事業の実施と併せて、体育館への空調設備の設置に向けて検討を始めています。トイレ改修工事も順次実施する中で、更に児童生徒の教育環境の向上を図っています。

今後も、老朽化への対応と時代のニーズに対応した施設整備を、財源確保も含め、計画的に実施していくことが必要です。

6 教職員の働き方改革の推進

教職員は学習指導をはじめ、生活指導、学級指導、部活動指導と多くの業務に熱心に取り組んでいますが、社会の急激な変化が進む中で、学校が抱える課題はより複雑化・困難化しており、個々の課題に対する対応に時間を要する傾向にあります。2016年度（平成28年度）に行った教職員の勤務実態の調査結果からもその状況が明らかとなり、学校における働き方改革を更に進めていく必要があります。

²³ インクルーシブ教育：障がいの有無にかかわらず、全ての子どもがともに学べる教育のこと。

²⁴ 特別教室：特定の教科（音楽など）で使用する教室のこと。音楽室・理科室・家庭科室など。

本市では、2019年（平成31年）3月に「藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針」を策定し、2023年（令和5年）2月に改定をしました。教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することや指導の質の向上、学習をはじめとした学校生活の充実を図ることができるよう、「教職員が心身ともに健康を維持し、元気でいきいきと働けること」の実現に向けて、具体的な取組が求められています。また校務のICT化²⁵が進む中、教職員がより活用しやすくなるよう、更なる環境整備や教職員の意識改革が求められています。

今後も、教職員が子どもたちとしっかりと向き合うことができるよう、教職員、学校及び教育委員会が働き方改革の必要性や目的を共有し、それぞれの取り組むべきことを理解し、三者が一体となって取組を進めていく必要があります。また近年、教員志望者の減少や産育休・療休等の代替者が見つからないなど、教員不足が深刻な問題となっています。持続可能な学校指導体制を構築していけるようにするためにも、教職員の働き方改革を着実に進めていくことが重要です。

7 人生100年時代を見据えた生涯学習

本市では、学習を個人的な営みで終わらせず、様々な主体の連携・協働はもちろん、いろいろな背景を有する多様な人々がともに学びあうことで、人と人とのつながりを育み、未来を創造する更なる学びへと発展させていくことを生涯学習の理念としています。

13地区にある公民館や4市民図書館・11市民図書室においては、「いつでも・どこでも・だれでも」学びたいことを学べる環境を整備するとともに、学びのきっかけづくりや活動の動機づけを行っています。

人生100年時代においては、すべての人がより豊かな人生を楽しむことができるよう、現在有している知識や技能に加えて、時代の変化に応じたスキルを生涯の様々なステージで獲得できるように学び直し（リカレント教育²⁶）を推進していく必要があります。また、持続可能な地域社会づくりを進めるために、市民自らが担い手として地域運営に主体的に関わることが重要です。生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤とし、市民が当事者として地域社会の担い手となり、取組を進めていく必要もあります。

生涯学習は多様な主体とのネットワークづくりに資することから、「人づくり・地域づくり」を念頭に置いた生涯学習活動を推進していくことが求められています。

²⁵ 校務のICT化：効率的な校務処理による業務時間の削減、ならびに教育活動の質の向上を目的として整備されたICT環境のこと。

²⁶ リカレント教育：学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと。職業から離れて行われるものか、職業につきながら行われるものかを問わず、職業に必要とされるスキルを身に付けるためのリスキリングや、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しを含む概念として用いる。

8 生涯スポーツの推進

本市では、年齢・性別を問わず、幅広い世代の市民がスポーツに親しみ、健康で豊かになるため、地域スポーツ団体、各競技団体と連携し、ライフステージに応じた様々なスポーツ事業を市民に提供しています。

このような中で、市民のスポーツ・レクリエーション活動を更に推進するとともに、障がい者を含む多くの市民が、生涯にわたり参画する仕組みづくりが必要とされています。

また、誰もが継続してスポーツに親しむ機会を確保し、生涯スポーツとして視野を広げる機会としていく必要があります。

健康寿命日本一をめざし、市民が「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツ活動に親しむことができるよう、インクルーシブ教育の視点を有した取組を、一層推進していくことが求められています。

9 歴史・文化芸術の振興

本市には、多くの有形・無形の文化財が大切に守り受け継がれており、これらは市民の共通の財産として次世代へ向けて保全・継承していくべきものです。また市民がこうした文化財に触れることができる機会を提供するため、展示や公開、講座の開催などに取り組んできました。今後、こうした文化財の確実な保存に取り組むとともに、積極的な活用を図ることにより、市民が本市の歴史の魅力を感じることができるよう、様々な環境整備等を進める必要があります。

文化芸術活動では、「市民オペラ」といった特色ある活動のほか、様々な場において市民による活発な活動が行われてきました。今後も幅広い年代の方が参加できる鑑賞の機会やワークショップなどの体験を充実させていく必要があります。

こうした取組を通して、市民が地域の魅力を再発見し、郷土への誇りや愛着を醸成していくために、歴史・文化芸術に関する地域資源の更なる活用を推進していくことが求められています。

10 子ども・若者への必要な支援

本市では、経済的な理由で児童生徒の就学が困難な世帯に対して、就学にかかる費用の一部を援助する就学支援制度の実施や、経済的理由により進学を断念することなく大学等での修学の機会が得られるよう、返済の必要のない給付型奨学金制度を実施しています。

また、中学校卒業後も進路が未決定の子どもたちや、ニート²⁷、ひきこもり等困難を抱える子ども・若者²⁸の社会的な自立に向けて、相談や支援プログラムの実施等の支援を行っています。

子どもの将来が生まれ育った環境によらず、社会的自立ができるよう支援する教育を、関係機関等と連携しながら一層推進していくことが必要です。

さらに昨今の課題である不登校児童生徒やヤングケアラー²⁹への支援についても、関係機関等と連携し、支援体制の整備をしていく必要があります。また、こども家庭庁が進める「こどもまんなか社会³⁰」の実現のため、本市でも、子ども一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現していくことが求められています。

11 学校・家庭・地域の連携・協働

昨今、少子高齢化や地域のつながりの希薄化、生活体験の不足、自然・文化芸術等の体験活動の不足など、家庭・地域の状況の変化を背景に、学校が抱える課題が多様化・複雑化する中、学校だけではなく、社会全体で子どもの育ちを支えていくことが求められています。

本市では、学校・家庭・地域が連携して地域住民との交流や体験活動、地域の見守り活動等を行ったり、学校給食を通して地域生産者と触れ合ったりする活動を行い、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支援していけるように取り組んでいます。

今後も学校・家庭・地域及び行政の四者が連携・協働して、地域全体で、次代を担う子どもたちを見守り、支える取組を更に推進していくことが必要です。

加えて、いかに社会が変化しようとも、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、多様な人々と協働して課題を解決していけるよう、取組を進めていくことが求められています。

²⁷ ニート:Not in Employment, Education or Training の略で、厚生労働省の定義では、「非労働力人口のうち、15～34歳に限定し、家事も通学もしていないその他の者」としている。

²⁸ 子ども・若者:本計画においては、子ども・若者育成支援推進法に基づいて策定された、「子ども・若者育成支援推進大綱」の定義と同様、子どもは18歳まで、若者は18歳から40歳未満の者と定義する。

²⁹ ヤングケアラー:子ども・若者育成支援推進法に定義されており、「家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」のこと。

³⁰ こどもまんなか社会:こども大綱の中で示されており、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会のこと。

第Ⅲ章 課題を踏まえた計画策定への流れ

第4期計画の方向性

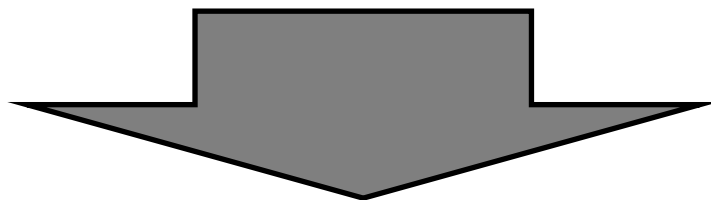
第4期計画の策定に当たり、主な課題と社会情勢の変化について整理を行い、方向性を次のように定めました。

<第3期計画における主な課題>

- ・子どもを取り巻く環境の多様化・複雑化
- ・教員の人材育成・人材確保・組織力の強化
- ・様々なニーズに対応する支援教育の充実
- ・学校施設の老朽化とニーズに対応した教育環境の整備
- ・教職員の多忙化
- ・学びのセーフティネットの構築
- ・人生100年時代を見据えた生涯学習の場づくり
- ・保護者や子どもたちが安心して生活できる地域づくり

<社会情勢の変化>

急速な技術革新 グローバル化の進展 働き方改革の推進 情報過多
学び直し(リカレント教育) 「こどもまんなか社会」の推進 SDGs等



<第4期計画策定に向けた方向性>

第3期計画策定時に、本市における教育の課題を整理し、その解決に向けて多くの取組を実施してきました。計画に位置づけた106事業の自己評価を集計すると、2023年度(令和5年度)末で、目標を上回った事業は5事業、おおむね達成した事業は96事業となっており、一定の成果をあげています。

第4期計画の策定に当たり、基本理念については、「ふじさわ教育大綱」等、本計画と関連する計画との整合性が図られていることから継承することとします。また、3つの目標及び基本方針、施策の柱については、上記の<課題>及び<社会情勢の変化>を踏まえ、新たな課題に対応するため、一部見直すこととしました。

第Ⅳ章 第４期藤沢市教育振興基本計画 基本構想

第４期藤沢市教育振興基本計画体系図

基本
理念

未来を拓く「学びの環」ふじさわ
～ 学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわをめざす～

3
つ
の
目
標

- 1 一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子どもを育成する
- 2 多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する
- 3 学校・家庭・地域・行政が連携・協働する子育て、教育支援体制を推進する

5つの基本方針	施策の柱
1 支援教育の理念のもと、ともに学び、多様な人々とかかわり合いながら自立する子どもを育成します	1 確かな学力の向上 2 豊かな心を育む教育の推進 3 健やかな体を育む教育の推進 4 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進 5 熱意と指導力のある教員の育成
2 安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます	1 命を守る教育の推進 2 安全・安心で快適な学校施設等の整備 3 学びを支える質の高い教育環境の整備
3 子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます	1 家庭教育の支援 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
4 人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします	1 人生100年時代を見据えた、生涯学習の充実 2 多様な学びを支援する図書館活動の推進 3 健康で豊かなスポーツライフの推進 4 藤沢の文化財や歴史資料の保存・継承と活用 5 文化芸術活動の支援
5 すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します	1 教育の機会均等 2 子ども・若者の社会的自立を支援する教育の推進 3 互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供

I 基本理念

未来を拓く「学びの環」ふじさわ

～学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわをめざす～

【基本的な考え方】

本市の教育振興基本計画の基本理念となる「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」とは、子どもや若者がいつも夢や希望を持ちながら、他者とともに学び合い、社会に出ても多様な学習機会に恵まれ、進んで地域社会づくりに参画し、つながりの環が世代を越えて広がる社会の実現をめざすものです。

2016年(平成28年)に策定した「ふじさわ教育大綱」では、学びを通して幸せなまちをつくるという願いから、誰もが学びのネットワークを広げる「学びの環」を掲げています。

また、2022年(令和4年)に改定された「学校教育ふじさわビジョン」では、「子どもたちがともに育つ場をつくりだし『自己の知』『状況の知』『かかわりの知』を育む」という基本理念を掲げ、3つの「知」を育むことで「自ら未来を切り拓く自立したふじさわの子ども」の育成をめざすことを示しています。

さらに「生涯学習ふじさわプラン2026」では、「多様な学びと学びあいから 地域の人がつながり 藤沢の未来を創造する」を基本理念に掲げ、いろいろな背景を有する多様な人々がともに学びあうことで、人と人とのつながりを育み、未来を創造する学びへと発展していくことをめざしています。

今回、第4期計画を策定するに当たり、基本理念は、藤沢市における教育施策推進の基本となるものであり、関連する計画等との整合性が図られていることから引き続き継承します。「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」を推進するに当たり、支援教育の視点に立った「ともに学び ともに育つ」学校教育の充実を図りながら、学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわをめざしていきます。

2 3つの目標

目標 1

一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子どもを育成する

技術の進歩がめざましく、急速に変化する予測困難な社会の中で、子どもたち自らが未来を切り拓くための力を育成することが求められています。

子どもたちがなりたい自分を発見し、その実現に向けて、自ら学び、自ら考え、判断し、行動していく力を育て、それぞれに思い描く幸せ³¹を実現していけるように支援していくことが必要です。

本市では、明日の藤沢を担う子どもたちのために、学校が重点的に取り組むべきことを提案した「学校教育ふじさわビジョン」において、「自己の知：自身を見つめ、自分を理解する力」、「状況の知：周囲の状況を見極め、対応する力」、「かかわりの知：『ひと』『もの』『こと』とかかわる力」の3つの「知」を育み、「自ら未来を切り拓く自立したふじさわの子ども」の育成をめざし、取り組んできました。

学校が子どもたち一人ひとりの夢を育み、確かな学力を育む場所となるため、人的・物的な教育環境を整え、学校教育の質的向上に努め、子どもたちが学校で学んだ様々な事柄を家庭・地域、そして社会で生かせるようにしていくことが大切です。

また、子どもの意見を尊重するため、自分の意見や考えを素直に言える機会や場を確保し、表明した意見や考えを大人が誠実に受け止め、子どもたちと向き合う仕組みを整えることで、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

いつも夢を持ち、自分や他の人を大切に、困難な状況にあっても粘り強く対処し、自らの未来を切り拓いていくことのできる、藤沢を担う自立した子どもたちを育てていきます。

³¹ 思い描く幸せ：国の第4期計画のコンセプトの1つであるウェルビーイングをさす。ウェルビーイング (Well-being) は、well (よい) と being (状態) からなる言葉。経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含む。

目標 2

多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する

本市では、「いつでも、どこでも、だれでも」便利で快適に利用できる場所や情報を提供し、支援する制度等の「学びのネットワーク」を整えてきました。一人ひとりの可能性や意欲を引き出すことで、ともに学ぶ仲間との交流がより深まり、新たな人と人をつながる機会となり、「学びの環」が広がっていきます。

この「学びの環」の広がりには、更に豊かな学びの機会を創出するとともに、多くの方が生涯にわたり学ぶ機会を得ることにつながります。

様々な部門との連携を進めていくことで、気軽に参加できる学びの場をつくり、知りたい情報を簡単に入手できる体制や学びを支援する体制を整え、より充実した学びをつくり出すことができます。

このことによって、地域においてともに教え学ぶ機会を持つことができるようになり、互いの学びを分かち合いながら、更なる発展が期待されます。

生涯学習は、人生100年時代において、ライフスタイルの見直しや人生を再設計するための学びのニーズが高まることを見込まれます。市民一人ひとりが生涯にわたって学びの機会を確保し、リカレント教育を通じて新たな一歩を踏み出せるよう、持続可能な生涯学習ネットワークの構築を推進します。

目標 3

学校・家庭・地域・行政が連携・協働する子育て、 教育支援体制を推進する

子どもたち自らが未来を切り拓くための力を育むには、生活に即した実践的な学習や体験が必要です。実践的な学習や体験の場は学校の中だけではなく、家庭や地域の中にもあります。家庭は個人の生活の基本的な場であり、地域はもっとも身近な社会生活の場です。

日常生活の中で、子どもたちが学校で学んだことを実感したり、生かしたり、または家庭や地域から学んだことを学校の学習で確かなものとしていけるような環境づくりが大切です。また、地域の資源や特色を生かした教育活動により、子どもたちの様々な学びの機会が更に充実していくよう、学校・家庭・地域が連携・協働し、持ち味を発揮して取り組んでいくことが大切です。

そのためには、子育てや教育に対して、行政がサポートしていく必要があります。

本市では、これまでも学校・家庭・地域のつながりを大切にした学校・家庭・地域連携推進事業や、地域ごとの特色を生かした公民館活動、子どもたちの安全・安心を確保するための防犯ネットワークや地域のボランティア活動、また2018年度（平成30年度）に発足した「藤沢の子どもたちのためにつながる会³²」の活動など、市民が主体となり、人と人とのつながりを育む活動に積極的に取り組んできました。

今後は「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を進めるため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動³³を一体的に推進することで、子どもたちの豊かな成長と健やかな育ちを支える持続可能な活動に努めます。

多様な価値観やグローバル化の進展により、地域社会が大きく変化する中、多くの人や団体が教育に関わることのできる環境を整え、学校・家庭・地域・行政の四者が連携・協働する子育て、教育支援体制を推進します。

³² 藤沢の子どもたちのためにつながる会：児童生徒の健全育成をめざし、本市の全市立学校の保護者と教職員が、ともにつながりあい、学びあうことを目的として2018年度（平成30年度）に設立された会。

³³ 地域学校協働活動：高齢者、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことをさす。

3 5つの基本方針と施策の柱

基本方針 1

支援教育の理念³⁴のもと、ともに学び、多様な人々とかかわり合いながら自立する子どもを育成します

本市では、各学校において特色ある教育課程を編成し、各教科、領域等を通して、子どもたちが確かな学力を身に付け、豊かな心と健やかな体を育む教育活動を推進してきました。また、教育活動の推進に当たっては、「ともに学び ともに育つ」学校教育をめざし、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、困りごとを抱えるすべての児童生徒への支援を行う支援教育の充実を図っています。

近年、いじめや不登校、SNS³⁵でのトラブルといった児童生徒を取り巻く課題が多様化・複雑化しているとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあります。このようなことから、引き続き誰一人取り残さない、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援や、共生社会の実現に向けた一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を推進していきます。また、世界の現状や社会の変化を自分事として捉え、課題意識を持って仲間と共有しながら、解決に向けて取り組む探究的な学習を進めていきます。

今後も、学習指導要領を踏まえた確かな学力の向上をめざすとともに、熱意と意欲をもち学び続ける教員の育成を図りながら、ともに学び、多様な人々とかかわり合いながら自立する子どもを育成します。

³⁴ 支援教育の理念：障がいの有無に関わらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導を行うこと。

³⁵ SNS: Social Networking Service の略で、インターネット上の社会的ネットワークのことをさす。

施策の柱		施策の柱の概要
1	確かな学力の向上	学習指導要領を踏まえ、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を培い、主体的に学習に取り組む態度を育成します。
2	豊かな心を育む教育の推進	様々な「ひと」「もの」「こと」にかかわりながら、自己肯定感や、互いに認め合い自分や他の人を大切にする心、困難な状況であっても粘り強く対応する力（レジリエンス ³⁶ ）など、豊かな心や人権感覚が育まれる教育を推進します。また、市全体で力を合わせて、いじめをしない、させない、許さない社会の実現をめざします。
3	健やかな体を育む教育の推進	生涯にわたってたくましく生きるために必要な、健康や体力を育む教育を推進します。
4	一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進	一人ひとりの教育的ニーズに合わせた学習環境を整備し、人的支援を行うことにより、適切な指導・支援の充実を図ります。
5	熱意と指導力のあ る教員の育成	「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」に基づくキャリアステージごとの研修や様々な教育課題等に対応した研修、授業研究への支援を行い、教員の資質向上・授業力向上に努め、熱意と意欲をもち学び続ける教員の育成を図ります。

³⁶ レジリエンス:resilience は「回復力」「復活力」「弾性」などの意味を持つ。心理学でも登場する概念であり、単にストレスへの耐性ではなく、困難に直面しても不利な状況から再起できる力を表す。

基本方針 2

安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます

2011年(平成23年)3月に起きた東日本大震災を教訓に、子どもたちが安全・安心な環境で学習できるように学校施設の整備を図るとともに、自らの命を守るための教育を推進してきました。

また、近年の猛暑に対応するための空調設備整備や、教育のICT化³⁷に伴う教育情報機器の整備を進めてきているところです。

さらに、子どもたちの学びを支えるためには、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるように、教職員の多忙化解消など環境整備を図ることも大切です。

今後も、子どもたちが安全・安心で快適な教育環境で学べるように物的条件整備を図るとともに、教職員が危機管理意識を高め、地域と連携しながら災害や事故、犯罪に対する適切な対応策を整備することにより、子どもたちが自らの命を守ることでできる防災教育や防犯教育等を推進します。また、教育のICT化や教職員の働き方改革を推進し、質の高い教育環境の整備を図り、学びを支える学校づくりを進めます。

施策の柱		施策の柱の概要
1	命を守る教育の推進	教職員が危機管理意識を高め、地域と連携しながら災害や事故、犯罪に対する適切な対応策を整備することにより、子どもたちが自らの命を守ることでできる防災教育や防犯教育等を推進します。
2	安全・安心で快適な学校施設等の整備	子どもたちが、安全・安心でより快適な教育環境の中で学ぶことができるように、施設・設備の老朽化への対応や環境整備など学校施設等の整備を計画的に進めます。
3	学びを支える質の高い教育環境の整備	子どもたち一人ひとりの学びを支えるため、学校 ICT の充実等の物的条件整備を進めます。また、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるように教職員の働き方改革を推進します。加えて、次代を担う藤沢の子どもたちにとって、更に充実した学校教育が行えるよう、学校適正規模・適正配置の取組を進めるなど、質の高い教育環境の整備を図ります。

³⁷ 教育のICT化:教育にパソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用したもの。

基本方針 3

子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます

国は第4期教育振興基本計画において、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっていると指摘しています。

本市においては、子育て支援の充実や、豊かな心を育む教育環境の整備、配慮を必要とする子ども・家庭への支援などを通して、家庭教育の支援をしています。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協力しながら、地域住民とのふれあいや地域における様々な体験活動を通して、子どもたちの健やかな成長を支援しているところです。

子どもたちの健やかな成長を支えるために、子ども・保護者・地域が交流できる機会を設け、学びあい、安心して子育てができるよう、家庭教育の支援をするとともに、人とのつながりを大切にしながら、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます。

施策の柱		施策の柱の概要
1	家庭教育の支援	子ども・保護者・地域が交流できる機会や場を設け、学びあい、安心して子育てができるよう、家庭教育の支援をします。
2	学校・家庭・地域の連携・協働の推進	人の絆やつながりを大切にしながら、次代を担う子どもたちが健やかに成長するよう学校・家庭・地域の連携・協働のもと、地域での教育活動や子どもたちの生活や環境支援を推進します。またコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図ります。

基本方針4

人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします

人々が活力をもって生きていくには、自ら人生の設計図を描き、生涯にわたって学び続け、地域活動や仕事を通じて活躍できる仕組みを創出することが求められます。

様々な主体の連携・協働はもちろん、いろいろな背景を有する多様な人々がともに学びあうことで、人と人とのつながりを育み、更なる学びへ発展していくことが、本市の生涯学習の基本であると考えています。

こうしたことを踏まえ、「いつでも・どこでも・だれでも」学びたいことを学ぶことのできる環境を整備し、多様なネットワークを活用した「学び」と「活動」の循環を形成する体制づくりの充実を図ることで、一人ひとりの学びから地域の人がつながり藤沢の未来を創造できるよう、人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします。

施策の柱		施策の柱の概要
1	人生100年時代を見据えた、生涯学習の充実	人生100年時代を見据え、すべての人が地域で生き生きと活動できるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築、多様な主体との連携による学習活動を推進し、持続可能な学びの機会の充実を図ります。
2	多様な学びを支援する図書館活動の推進	すべての人が生涯を通じて、学ぶ楽しさや知る喜び、役立つ情報、深い思索、安らぎ・ふれあいを得られるよう図書館活動を充実させるとともに、学校との連携を進め、多様な学びを支援します。
3	健康で豊かなスポーツライフの推進	「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」多様なスポーツ活動に親しむことができ、生涯にわたって、明るく豊かなスポーツライフを支えるための取組を推進します。また、「する」「観る」「支える」スポーツを更に推進し、将来にわたるまちのにぎわいの創出、経済の活性化、地域交流の促進へと繋げることができるよう、スポーツ施策を進めます。

4	藤沢の文化財や歴史資料の保存・継承と活用	藤沢市にある文化財や歴史資料について、適切な保存や継承を図るとともに、これら市の財産を広く市民に周知・活用することで、藤沢への興味・関心を醸成します。
5	文化芸術活動の支援	市民が広く文化芸術に触れる機会や場を増やし、地域に根差した文化芸術活動の充実のための支援を進めます。

基本方針5

すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します

本市では、子どもと子育て家庭に係る福祉や教育等の施策の充実に向けて、関係部署や関係機関等と連携し、必要な人に必要な支援が届くように努めています。

誰もがお互いを認め合い、人を思いやることのできる社会をめざし、子ども・若者が未来に夢や希望を持って成長していくことができるよう、誰一人取り残さない教育の機会の保障が図られるように取り組みます。また、社会的自立をめざすことができるように自己の生き方や働き方について考えを深め、様々な知識やスキルを身につけられるよう支援します。さらに、いかなる国籍・民族・文化・性別等や家庭環境であっても、子ども・若者が安心して学びに向き合えるよう、多様なニーズに応じる学習の機会を提供するなど、すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築し、持続可能な教育をめざします。

施策の柱		施策の柱の概要
1	教育の機会均等	子どもたちが家庭の経済状況等によらず、自らの可能性を高め、それぞれの夢に向かって挑戦できるように、家庭の教育費負担の軽減を図ります。
2	子ども・若者の社会的自立を支援する教育の推進	子ども・若者が自己の生き方や働き方について考えを深め、様々な知識やスキルを身につけて社会的自立ができるように支援することを、関係部署や関係機関等と連携しながら推進します。
3	互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供	いかなる国籍・民族・文化・性別等や家庭環境であっても、子ども・若者が安心して学びに向き合えるよう、多様なニーズに応じる学習の機会を提供します。